

河川環境行政の動向について

平成30年11月6日

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課
課長補佐 福田 勝之

－ 目 次 －

1. 河川環境をとりまくこれまでの流れ

2. 河川環境施策について

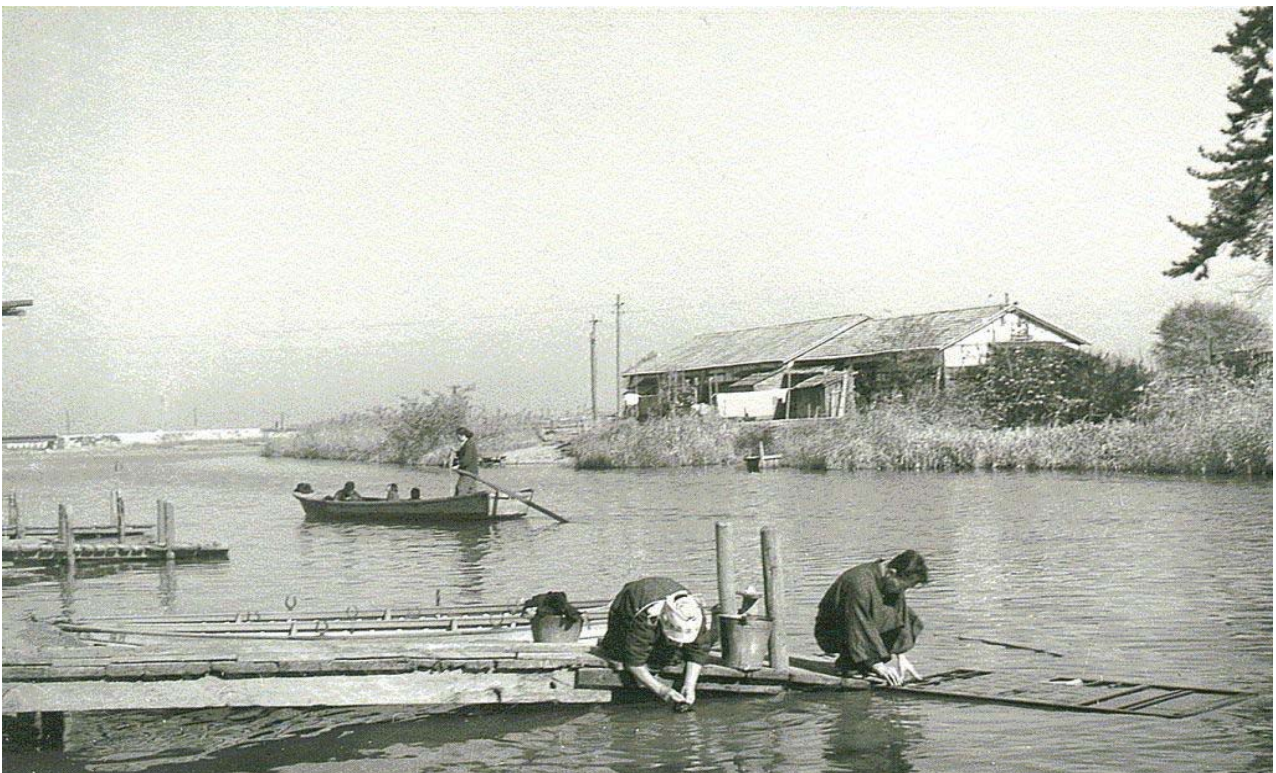
- ①多自然川づくり
- ②環境整備事業

3. 河川環境施策の更なる展開について

- ①生態系ネットワーク形成
- ②「持続性ある実践的多自然川づくりに向けて」提言
- ③かわまちづくり／ミズベリング

1. 河川環境をとりまくこれまでの流れ

かつての川と人との関わり



洗濯などをする暮らしの場としての川の様子（瀬田川（滋賀県）／昭和20年代）

かつての川と人との関わり



コウノトリと人々が共生している様子(出石川(兵庫県)／昭和35年)

かつての川と人との関わり

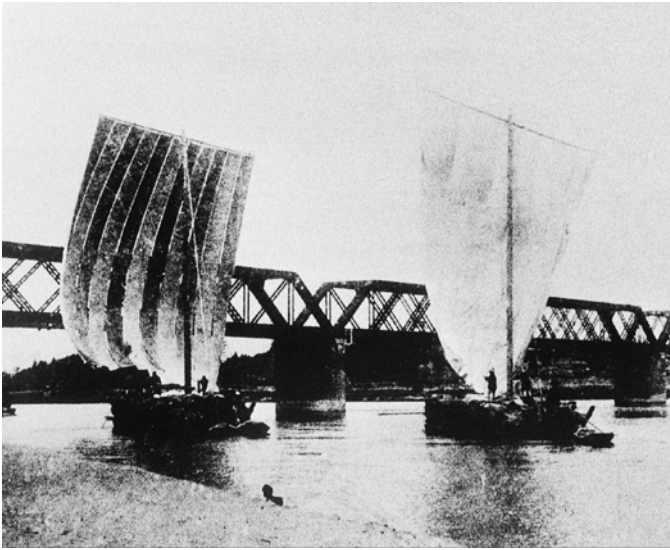


川内川下流部(鹿児島県)／昭和初期



大和川(奈良県王寺町)／昭和30年頃

かつての川と人との関わり



食料や物資を運ぶため川を往来する高瀬舟の様子
(利根川(埼玉県、千葉県)／大正時代)



舟運とまわりの河川状況
(太田川(広島県)／大正時代)

江戸時代まで さかのぼると・・・



「東都名所 日本橋真景并二魚市全図」歌川広重



「四条河原」歌川広重



堀川花盛

(名古屋名所団扇絵集 市博物館所蔵)

いい水辺が失われた時代

昭和45年頃の多摩川（東京）は、水面に洗剤の泡が浮かび、あたりに異臭を放つなど河川環境は最悪の状態となった。資料（国土交通省 京浜河川事務所）



いい水辺が失われた時代



スカム

昭和50年頃の綾瀬川
（東京都、埼玉県）
ゴミやスカム（浮きかす）が
浮いていた



大量にゴミが投棄された河川
（神奈川県）

いい水辺が失われた時代

効率的な治水整備により、三面張にされた河川。建物も河川から背を向けた。
(神田川／東京都)



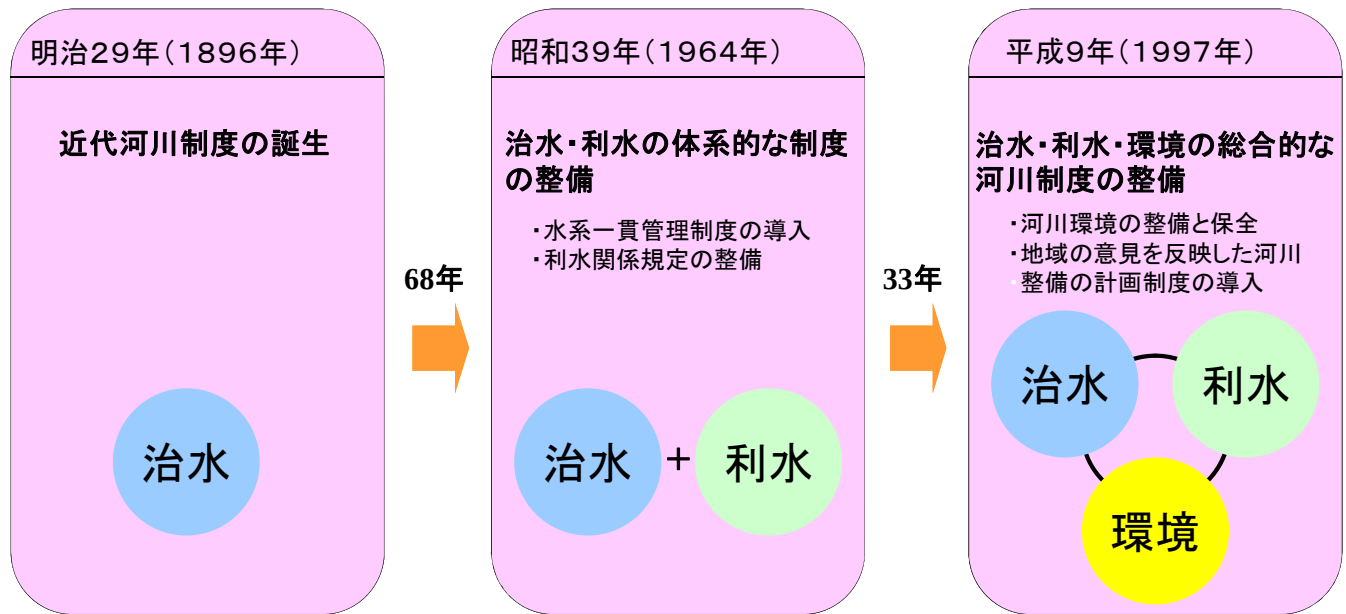
いい水辺が失われた時代

高い堤防で街と分断された川。(隅田川／東京都)



河川環境施策の変遷

河川法の改正



- 平成9年の河川法改正により、「河川環境の整備と保全」が内部目的化された。
- これにより、多様な生物の生息・生育環境やうるおいのある水辺空間の整備・保全、地域の風土と文化を形成する個性豊かな川づくりが求められている。

河川環境施策の変遷

河川法の改正(平成9年)

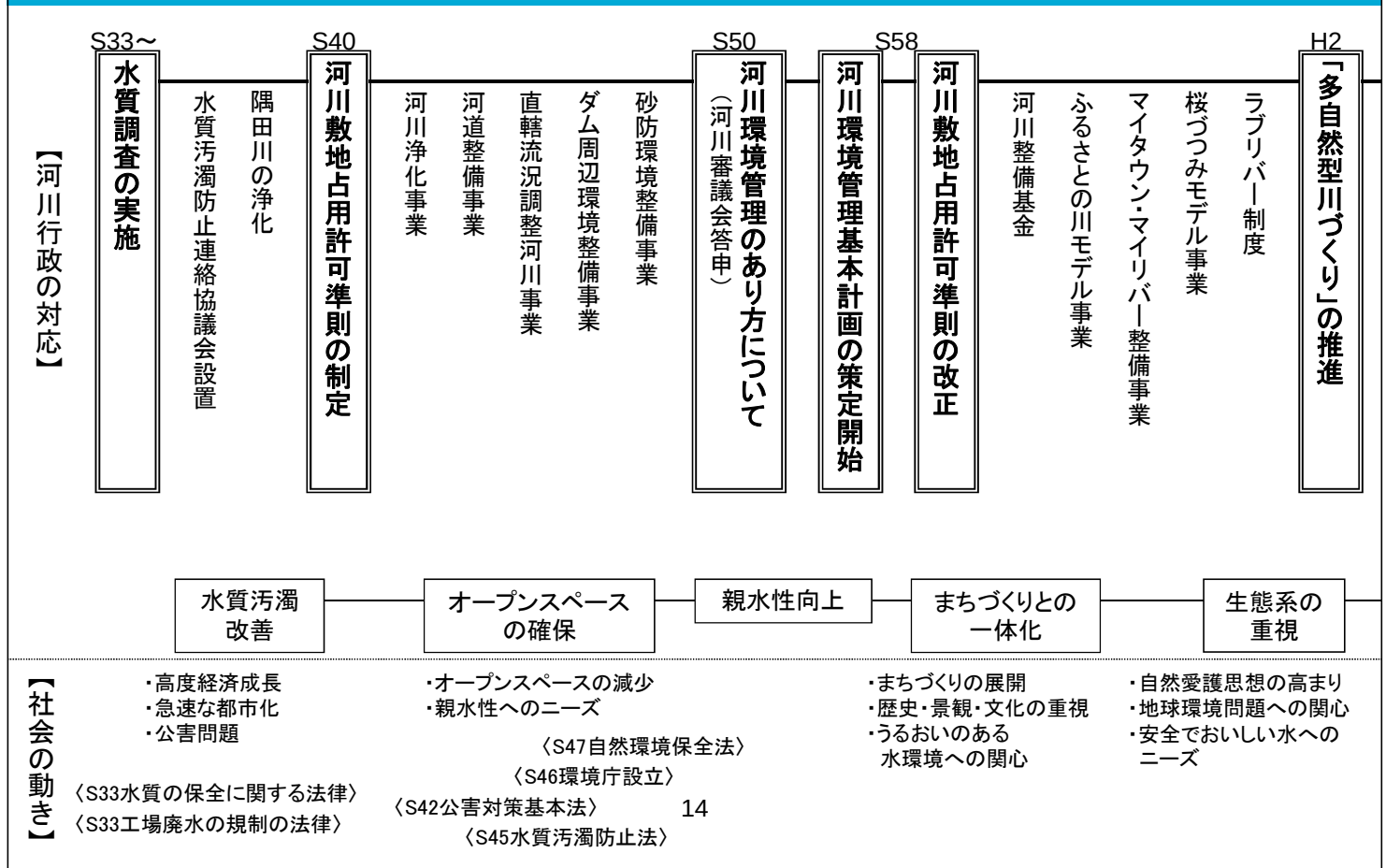
河川法第1条

この法律は、河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び**河川環境の整備と保全がされるよう**にこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

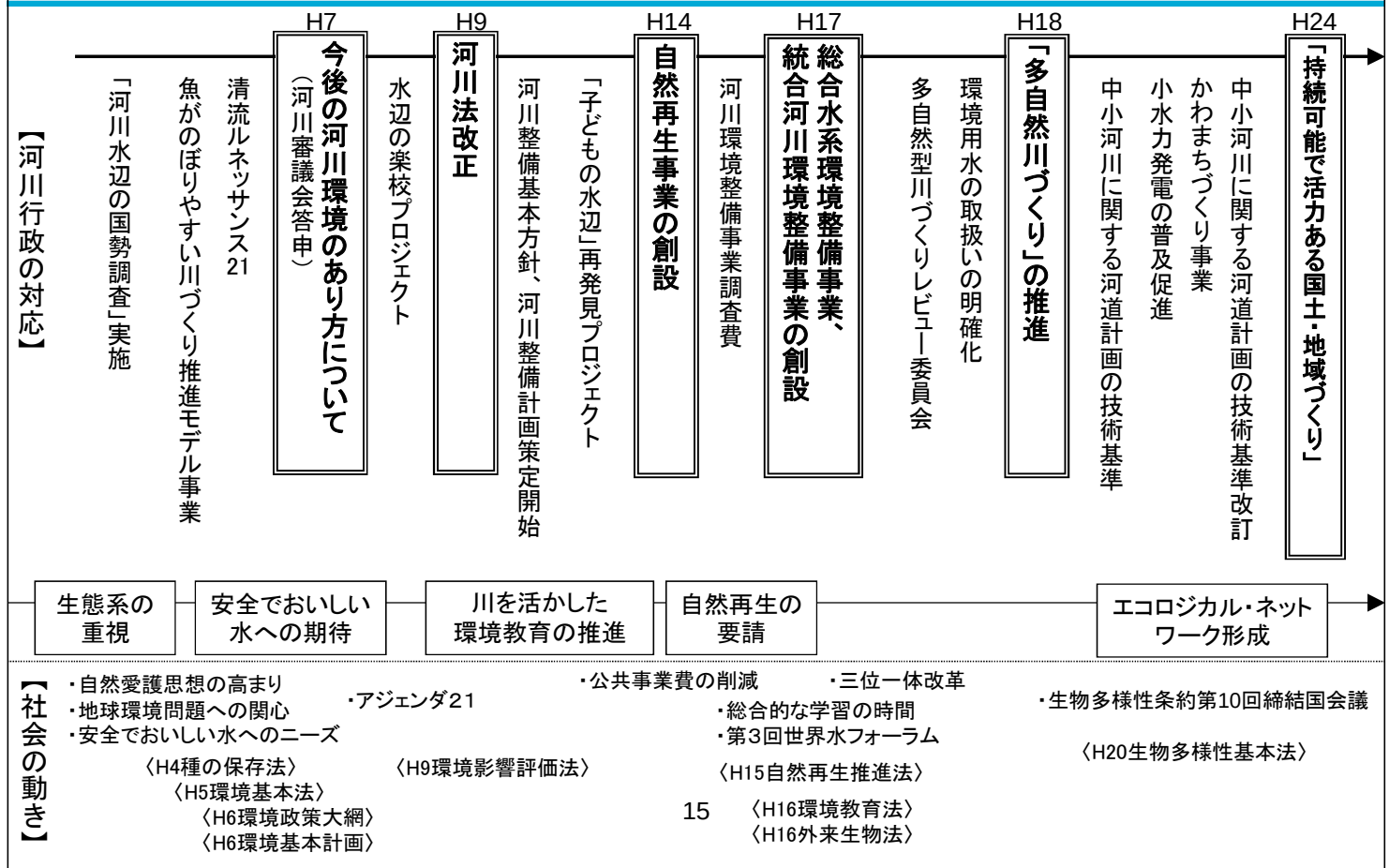
最終改正：平成27年5月20日法律第22号

- 「河川環境」とは、**河川の自然環境**及び河川と人との関わりにおける**生活環境**である。
- 「河川環境の整備」とは、多自然型川づくり、自然再生事業等により**積極的に良好な河川環境を形成**することである。
- 「河川環境の保全」とは、水質の維持、優れた自然環境や景観を有する区域の保全、河川工事等による環境に与える影響を最小限度に抑えるための代償措置等により**良好な河川環境の状況を維持**することである。

河川環境施策の変遷



河川環境施策の変遷



2. 河川環境施策について

○多自然川づくり

多自然型川づくりの経緯

平成2年11月「多自然型川づくり実施要領」

- ・ 全国で約600か所の直轄河川、補助河川において、パイロット工事が展開
- ・ 石や樹木等の自然素材や空隙のあるコンクリートブロックの採用
- ・ 主に水際域の保全や復元を図るための部分的な工法が中心



標準断面を採用し、左右岸の護岸に植生を促すよう工夫した施工例

単にコンクリートの箱の中の閉じたスペースに土があるのではなく、背後の地盤との連続性を確保し、背後地からの水分供給を上手に取り込むよう工夫

護岸構造の工夫はあるが、トータルデザインが極めて単調

瀬や淵、河畔林など河川空間を構成する要素全体への配慮、さらに大きく流域全体を視野に入れた川づくりへ向けて、次なる展開

多自然型川づくりの経緯



自然石を使ったものの、水際を固めたため空隙がなく生物の生息・生育環境を悪化させてしまった。



河川特性を把握せずに、人為的に川を蛇行させたため、瀬・淵が形成されていない。



魚巢ブロックをとりつけたが、前面に州がついてしまい、魚巢ブロックが機能していない。



単調な断面で施工されてしまった。

18

多自然型川づくりレビュー

「多自然型川づくり」レビュー委員会(H17.9～H18.5)

多自然型川づくりが始まって15年経過した現在、このような「多自然型川づくり」の現状を検証し、新たな知見を踏まえた「今後の多自然型川づくり」の方向性について提言いただくため「多自然型川づくり」レビュー委員会を設立

◆委員

山岸 哲(委員長)	財団法人山階鳥類研究所所長
角野 康郎	神戸大学教授
岸 由二	慶応義塾大学経済学部教授
島谷 幸宏	九州大学大学院工学研究院環境都市部門教授
谷田 一三	大阪府立大学大学院理学系研究科教授
辻本 哲郎	名古屋大学大学院工学研究科教授
中村 太士	北海道大学大学院農学研究科教授
森 誠一	岐阜経済大学コミュニティ福祉政策学科教授
森下 郁子	社団法人淡水生物研究所所長

4回の審議



「多自然型川づくり」レビュー委員会提言

「多自然川づくりへの展開
～これからの川づくりの目指すべき方向性と推進のための施策～」

多自然型川づくりレビュー

「多自然型川づくり」レビュー委員会提言(H18.5) これからの多自然川づくり

多自然型川づくりの進化

視点の広がり
個別箇所での配慮から、流域全体の視点を持った取り組みへの広がり

実施対象の広がり
特別の箇所におけるモデル事業から、すべての川づくりへの広がり

多自然川づくりは全ての川づくりの基本
＝多自然型以外の「型」の川づくりはない

多自然型川づくりから多自然川づくりへの展開

- ① 個別箇所の多自然から、河川全体の自然の営みを視野に入れた多自然へ
- ② 地域の暮らしや歴史・文化と結びついた川づくりへ
- ③ 河川管理全般を視野に入れた多自然川づくりへ

出典：多自然型川づくりレビュー委員会(平成18年5月)「多自然川づくりへの展開 これからの川づくりの目指すべき方向性と推進のための施策」

多自然川づくりへの展開

多自然川づくり基本指針(H18.10)

1. 多自然川づくりの定義

「多自然川づくり」とは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことをいう。



侵食・堆積・運搬といった
河川全体の自然の営みを視野に入れる



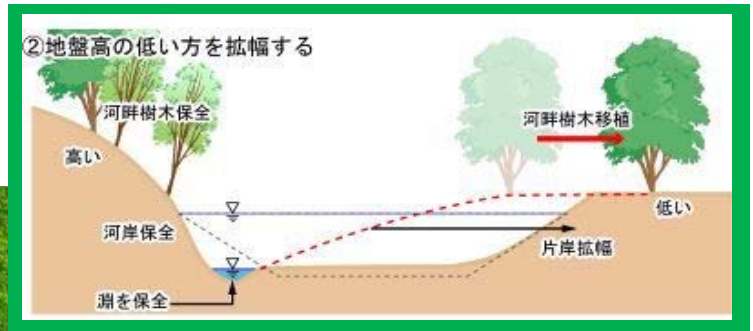
地域の暮らしや歴史・文化との
調和にも配慮

2. 適用範囲

「多自然川づくり」はすべての川づくりの基本であり、すべての一級河川、二級河川及び準用河川における調査、計画、設計、施工、維持管理等の河川管理におけるすべての行為が対象となる。

中小河川に関する河道計画の技術基準 (H20.3.31)

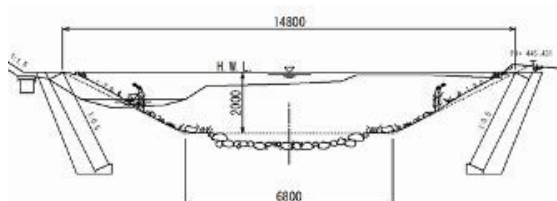
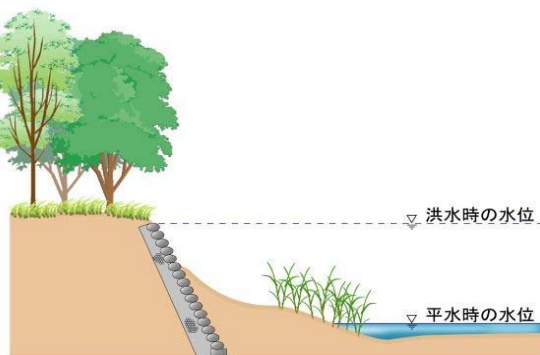
- ①蛇行部の内側を拡幅する
- ②地盤高の低い方を拡幅する
- ③定規断面にしない



土谷川(岩手県)

中小河川に関する河道計画の技術基準 (H20.3.31)

- ①護岸ののり勾配は急勾配とし、護岸前面に十分な土砂を確保する。
- ②現地発生材を基本とする。対象となる河道区間に適した粒径の河床材料を用い、中小洪水で流失しないよう工夫する。
- ③河岸ののり面は、河道の平面形やみお筋に対応して変化させるなど、画一的な断面にならないよう注意する。



元町川(岩手県)

取組み①：多自然川づくりポイントブックの発刊

H19.3

多自然川づくりポイントブック



「多自然川づくり基本指針」(H18.10)の解説書

多自然川づくりのポイント

- ポイント1 川の働きによって形成される複雑な地形を保全・回復する
- ポイント2 川の働きを許容する空間を確保する
- ポイント3 川の連続性を保全回復する
- ポイント4 河川風景を豊かにする

多自然川づくりの留意点

- 留意点(1) 河道を過度に整正したり画一的な断面にしない
- 留意点(2) 瀬と淵を保全する
- 留意点(3) 良好な河畔林を保全する
- 留意点(4) 中小河川では河床幅をできるだけ広く確保する
- 留意点(5) 水際植生を保全回復する
- 留意点(6) 低水路を固定しない
- 留意点(7) 床止め等の横断工作物は極力設置しない

24

取組み①：多自然川づくりポイントブックIIの発刊

H20.8

多自然川づくりポイントブックII



「中小河川に関する河道計画の技術基準」(H20.3)の解説書

対象とする河川

- ・ 流域面積が概ね200km²未満で、河川の重要度がC級以下の中小河川
- ・ 主に都道府県あるいは市町村の管理する一級河川の指定区間、二級河川及び準用河川を想定

対象とする河道条件

- ・ 川幅が比較的狭く単断面の中小河川を対象
- ・ 概ねセグメントM～セグメント2の区間
(河口や本川合流点近くの背水の影響がある区間は除く)

川づくりのポイント

- ・ 法線は現況流路を基本とする。
- ・ 流速の増加を避ける。一拡幅を基本とする。
- ・ 掘削する場合は60cmまでで、スライドダウンを基本
- ・ 片岸拡幅を基本とする。
- ・ 拡幅する際には「みお筋」を意識する。
- ・ 河床幅を確保する。

25

取組み①：多自然川づくりポイントブックⅢの発刊

H23.10

多自然川づくりポイントブックⅢ



「中小河川に関する河道計画の技術基準」(H22.8改訂)の解説書

対象とする河川

- ・ 流域面積が概ね200km²未満で、河川の重要度がC級以下の中小河川
- ・ 主に都道府県あるいは市町村の管理する一級河川の指定区間、二級河川及び準用河川を想定

対象とする河道条件

- ・ 川幅が比較的狭く単断面の中小河川を対象
- ・ 概ねセグメントM～セグメント2の区間
(河口や本川合流点近くの背水の影響がある区間は除く)

川づくりのポイント

- ・ 法線は現況流路を基本とする。
- ・ 流速の増加を避ける。一拡幅を基本とする。
- ・ 掘削する場合は60cmまでで、スライドダウンを基本
- ・ 片岸拡幅を基本とする。
- ・ 拡幅する際には「みお筋」を意識する。
- ・ 河床幅を確保する。
- ・ 河岸・水際の計画・設計フロー
- ・ 不必要な護岸は設置しない(つくらない)
- ・ 護岸は立てて控え、河岸と護岸を分ける(みせない)
- ・ 護岸の露出時には環境機能を確保する(目立たせない)

ポイントブックⅡからの追加事項

(取組み事例) “河道法線は現況を基本とする” 川づくり

常呂川水系隈川、北海道

くまがわ

- 隈川の当初計画では淵を埋め立てる予定でしたが、淵には多くの魚類が生息していたことから、河道法線は現況のままとし淵を保全しました。
- その際、淵の形成を阻害しないように護岸は急勾配としました。
- その結果、淵は保全され、多くの魚類の生息や産卵が確認されました。

当初計画

当初、埋立て跡地は、移植・河畔林創出のスペースとして利用予定

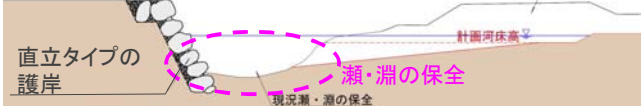
現況河道

計画低水路

良好な淵



見直し計画



2↑ 改修4ヵ月後(平成26年7月)

(取組み事例) “護岸は最小限に設置する” 川づくり

遠賀川水系遠賀川、九州地方整備局

- おん が
- 遠賀川では、高水敷と水際が低水護岸により遮断されていたため、近づきにくい水辺となっていました。低水護岸を撤去し、水辺に近づきやすくしました。
 - その結果、親水性の高い水辺空間となり、チューリップフェア等の各種イベントやオートキャンプ場、カヌー教室など、水辺の体験学習等で活用されています。



▲改修前(H16年頃)
水辺に近づきにくい

低水護岸を撤去しても
問題ないと判断した理由

- 堤防防護ラインを満足している
- 水衝部ではないため、洗掘の可能性は低い



▲改修直後(H18.6頃) 水辺に近づきやすくなった

28

(ご紹介)

国土交通省

多自然川づくりのすがた



2. 河川環境施策について

○環境整備事業

- ①水環境整備
- ②水辺空間の整備
- ③自然再生

総合水系環境整備事業の概要

①水環境整備

水環境悪化の著しい河川及び濁水、富栄養化、堆砂等の著しいダムの浚渫事業、浄化施設整備事業、ダム湖周辺保全整備事業並びに水環境悪化の著しい河川に対する導水事業



②水辺整備

河川環境の教育の場として利用される「水辺の楽校プロジェクト」、地域の取組みと一体となった「かわまちづくり支援制度」、「水源地域ビジョン」に位置付けられた、治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業



③自然再生

- ・河川横断工作物により河川が分断され、魚類の遡上・降下が困難な区域において、魚道等の整備を行う事業
- ・自然環境の保全・復元を必要とする区域についての河道整備、湿地再生等の事業

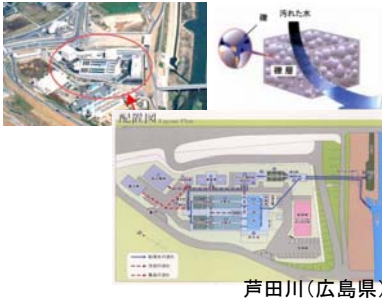


水質浄化の取り組み

汚濁の著しい河川、湖沼において水質の浄化を図る

〔直接浄化〕

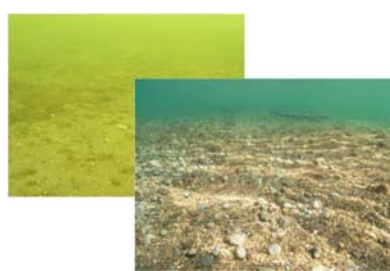
○接触酸化方式



○植生浄化方式



〔底質改善〕



〔流況改善〕

○導水



導水ポンプ施設



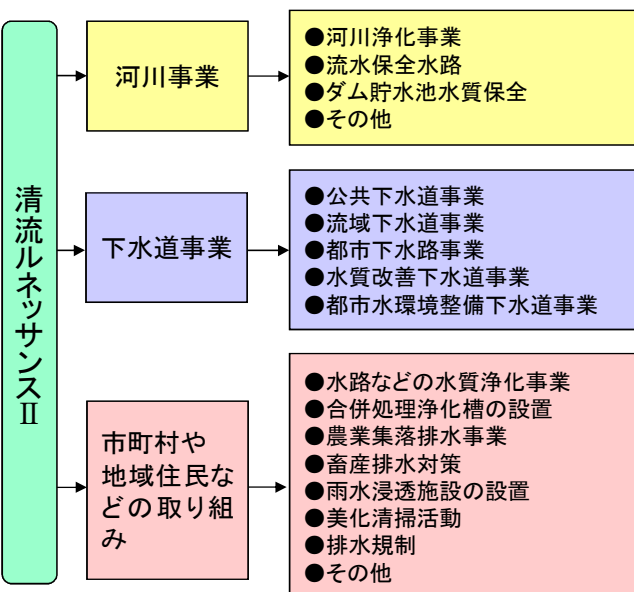
松江堀川(島根県)

水質浄化の取り組み

清流ルネッサンスⅡ(第二期水環境改善緊急行動計画)

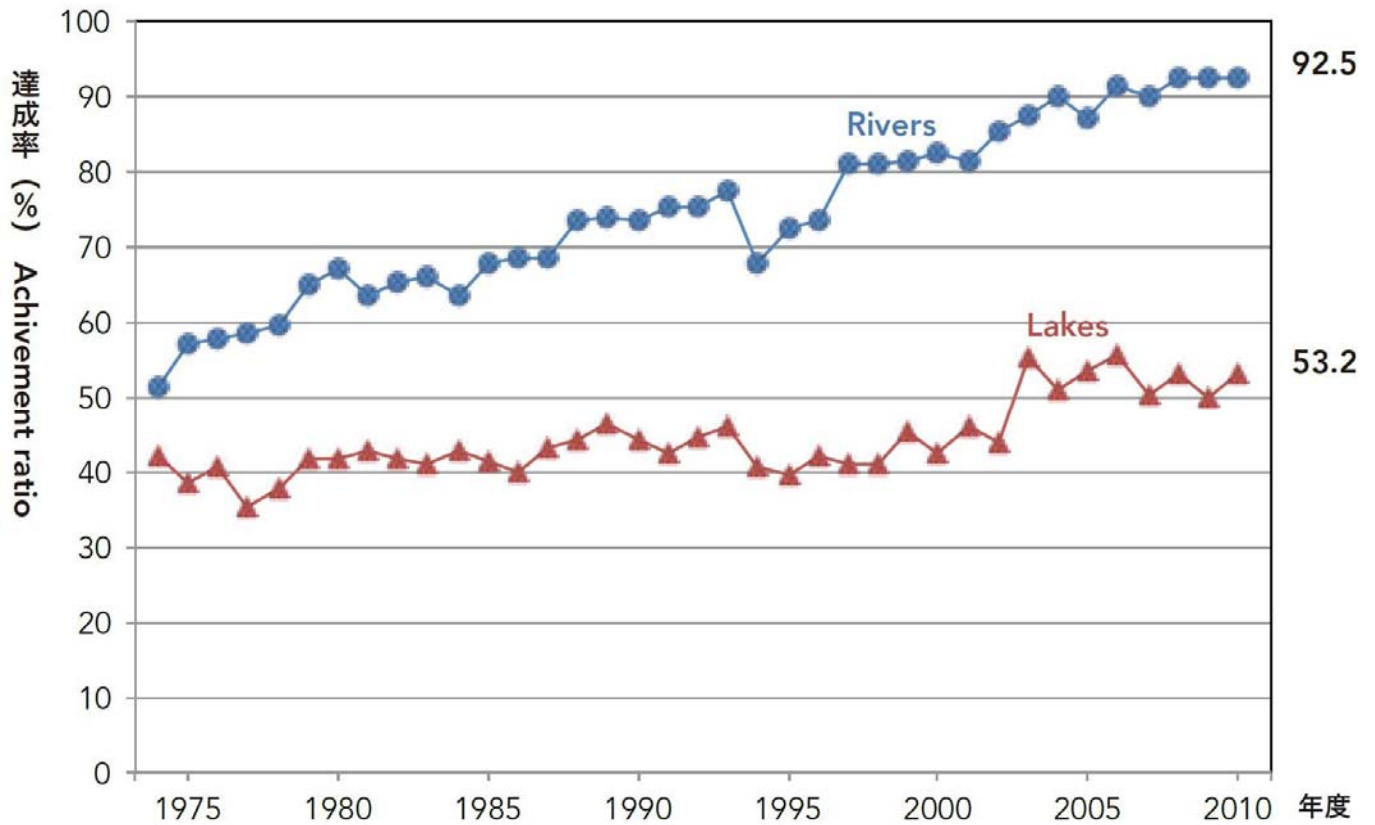
水環境の悪化が著しい河川、都市下水路、湖沼、ダム貯水池等において、水環境改善に積極的に取り組んでいる地元市町村等と河川管理者、下水道管理者及び関係者が一体となって、「水環境改善緊急行動計画」を策定し、水環境改善施策を総合的かつ重点的に実施し、水質の改善、水量の確保を図る。(H12年度創設)

【清流ルネッサンスⅡの取り組み】



清流ルネッサンスⅡの取り組みイメージ

水質浄化の成果



河川のBODは改善したが、湖沼等の水質はいまだ十分でない

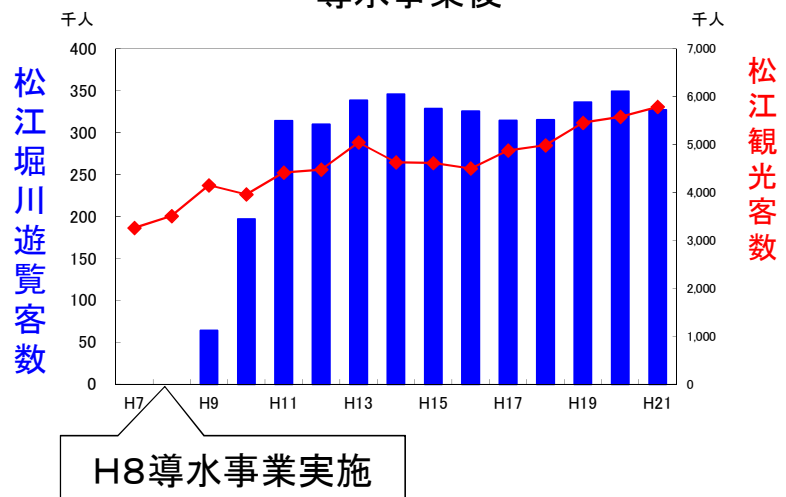
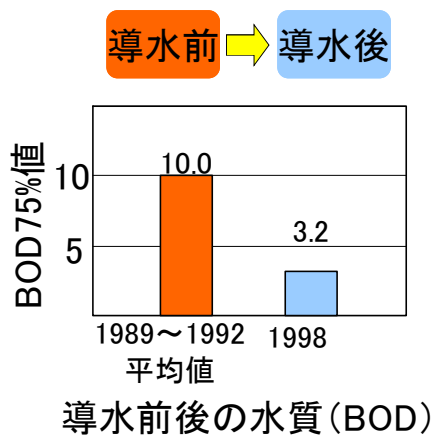
水質浄化の事例(松江堀川の事例)



導水事業前



導水事業後



水質浄化の取組み

○斐伊川水系の宍道湖・中海は、ラムサール条約に登録された国際的に重要な湿地であり、地域住民の環境への関心も高く、様々な取組みも行われているが、水質の環境基準を満足しておらず、アオコや赤潮の発生等の問題が顕在化している。

○そのため、沿岸域において覆砂の実施や、浅場の整備による湖の自然浄化機能の向上により、水質改善、沿岸環境改善を図ることで、良好な水辺空間の形成を図る。

■ 中海・宍道湖における水質悪化時の状況



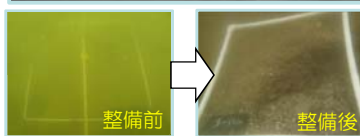
赤潮発生状況
(中海)



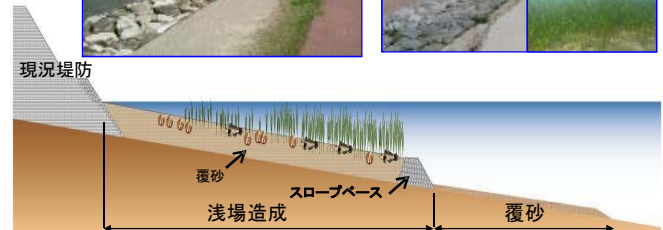
アオコ発生状況
(宍道湖)

■ 水環境改善の取組み (覆砂・浅場造成)

○ 覆砂の取組み



○ 浅場造成の取組み



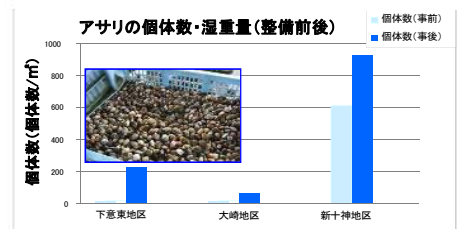
■ 宍道湖・中海の利活用状況 (観光拠点)



南岸松江 (松江市宍道・来待・玉湯)



米子水鳥公園 (中海)



36

「かわまちづくり」

河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す。

ソフト施策による支援

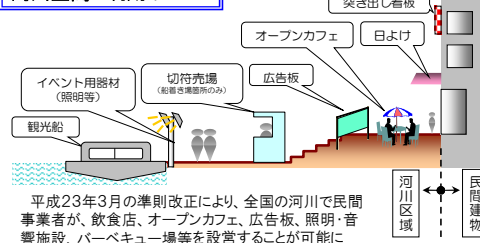
- ・河川管理者として、必要な調査や情報提供等により、計画の実現を支援
- ・民間事業者等によるオープンカフェ等への河川空間の解放の促進
(河川敷地占用許可準則：都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例)

河川敷地占用許可準則の適用事例



道頓堀川 (大阪府)

河川空間の利用イメージ



平成23年3月の準則改正により、全国の河川で民間事業者が、飲食店、オープンカフェ、広告板、照明・音響施設、バーベキュー場等を設置することが可能に

ミズベリングによる支援

市民、企業、行政が三位一体となり、日本の水辺の新しい活用の可能性を考え、創造していくミズベリングプロジェクトを全国45か所で展開中

【H26.3 ミズベリング東京会議】
約200名の市民、企業、行政が参加。JR東日本、伊藤忠商事、JTB、タリーズコーヒー等の民間企業も参画



隅田川の「水辺の未来図」

「ミズベリング・プロジェクト」とは、かつての賑わいを失ってしまった日本の水辺の新しい活用の可能性を、創造していくプロジェクト。ミズベリングは「水辺+RING(輪)」、「水辺+ING(進行形)」、「水辺+R(リノベーション)」の造語。

ハード施策による支援



元安川 (広島県)

治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援

(河川管理用通路や親水護岸整備等)

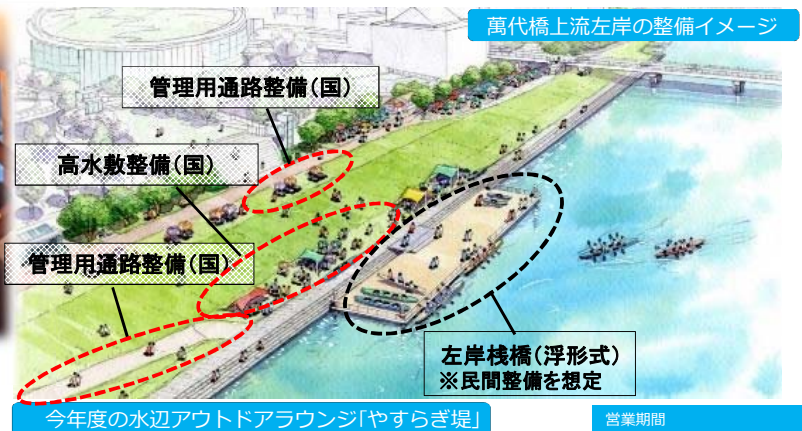
かわまちづくりの事例①

- 新潟市のシンボル「萬代橋」に隣接した信濃川やすらぎ堤において、**国と市が連携を図るとともに、河川敷地占用許可準則の緩和措置を活用し、民間事業者による商業活動等と一体となって水辺に更なる賑わいを創出**することで、川とまちが一体となった魅力的なまちづくりを推進し、観光振興や地域活性化に貢献。
- 平成29年度からは、**民間の世界的なアウトドアメーカーが区域全体のマネジメントを担い、「アウトドアと健康」をテーマにオープンカフェやBBQなどの飲食店等が出店**。

オープンカフェの利用状況



ヨガやピラティス等の健康増進プログラムの実施状況



萬代橋上流左岸の整備イメージ



かわまちづくりの事例②

- 美瑛町は「丘のまちなみ」として広く知られ、市街部周辺の丘陵地の美しい景観や、世界的に有名となった「青い池」、サイクリングへの参加を目的に、外国人観光客を含む多くの観光客が訪れている地域である。
- 美瑛川の河川空間を活用し、離れた2つの観光エリアを結ぶことにより観光客の増加を期待。
- 美瑛川自体も新たな観光資源として位置づけし、サイクリング愛好者や新たな観光客の掘り起こしによりさらなる観光客の増加を期待。
- 地域との連携を図ることにより美瑛川沿いのカフェやペンションなどの利用客増加を期待。



美瑛川の河川空間をサイクリングなどで活用



かわまちづくりの事例③

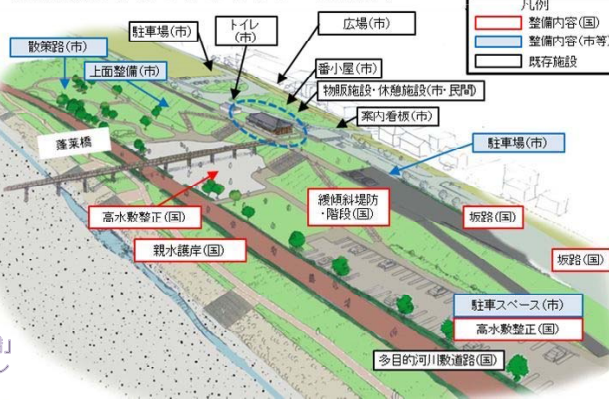
- 近年、大井川流域では、富士山静岡空港の国際便増便などにより観光客が増加しており、平成28年度には観光交流客数が過去最高を記録。
- 大井川沿川では、ギネス認定されている**世界一長い木造歩道橋である「蓬莱橋」を中心とした**、水辺空間の活用による観光振興・地域活性化に、国、市、民間と一体となって取り組んでいるところ。
- 平成30年には、**新たな物販・休憩施設が設置される等**、賑わいのある水辺空間の創出が進められている。



ギネスにも認定された「世界一の長さを誇る木造歩道橋」蓬莱橋には、年間12万人の観光客が訪れ、映画やテレビのロケにも利用される。



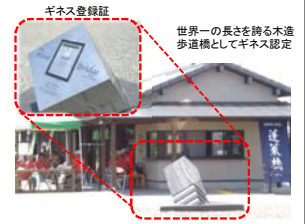
蓬莱橋周辺における「かわまちづくり」計画



物販施設・休憩施設(市・民間)



2018.3.20 蓬莱橋897.4茶屋OPEN!



利用状況のイメージ



自然再生

- ◆ 魚道の設置やワンド・湿地の整備等、魚類や水生生物の保全に配慮して良好な河川環境を創出している。

〔ワンドの整備〕



〔湿地再生〕



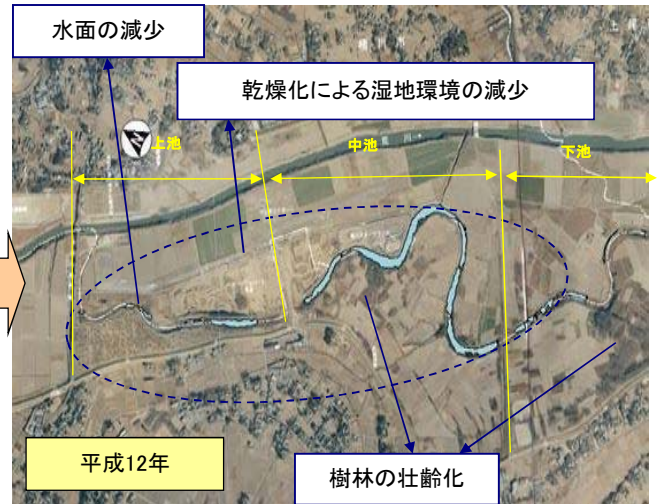
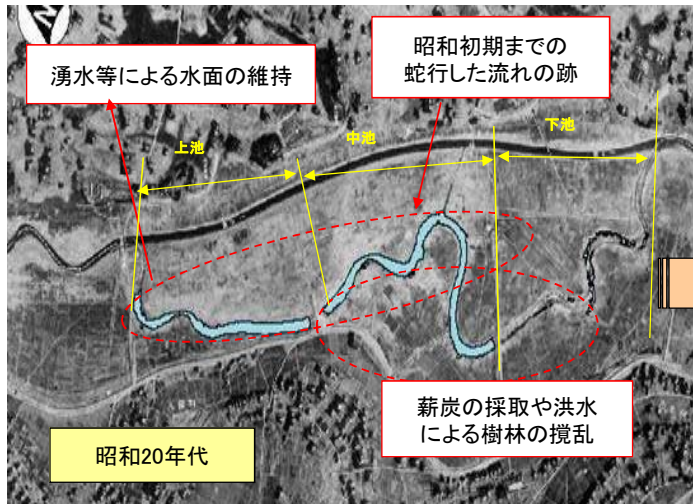
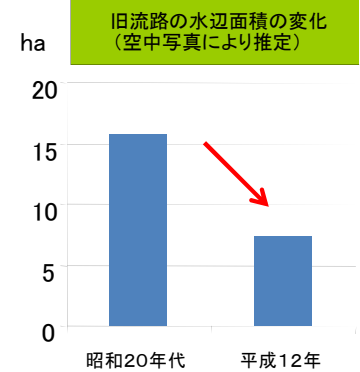
〔河川の連続性の確保(魚道の設置)〕



自然再生の取り組み事例(荒川の事例)

荒川太郎右衛門地区の旧流路沿川は、荒川氾濫原本来の多様な自然が残された貴重な動植物の生育・生息空間。しかし、高水敷の乾燥化による湿地の減少、洪水等攪乱の減少による河畔林の壮齢・単調化により生物の生息・生息環境が減少。

このため、かつて見られた湿地環境を保全・再生するため平成15年7月「自然再生推進法」に基づく自然再生事業として全国に先駆け協議会を設置し、構想、実施計画をとりまとめ自然再生事業を推進。



自然再生の取り組み事例(荒川の事例)

整備内容：

- 『旧流路の保全・再生』のために旧流路の堆積物を掘削し水面を再生(①上池再生、④中池保全、⑥下池保全)
- 『湿地環境の拡大』のために、河川敷の一部を掘削し『湿地環境』を再生(②)
- 『河畔林の保全・再生』のために外来種を除去し、ハンノキ等の幼木を移植(③、⑤)



整備箇所(旧流路の保全再生)

整備前：水面がほとんどない(上池)



整備後：水面を含む水辺が再生



平成24年6月8日撮影

水辺を利用する生物の生息・生育場所が拡大

整備箇所での希少種確認

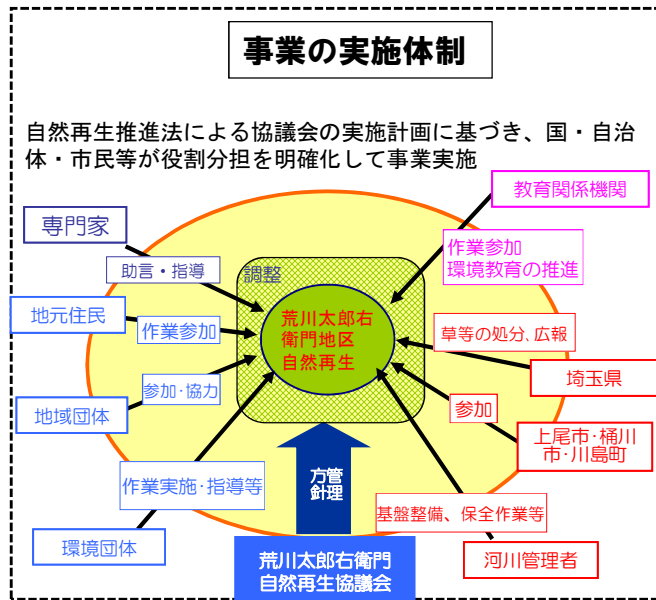


ニホンアカガエル 埼玉県レッドリスト：地帯別危惧 環境省レッドリスト：準絶滅危惧 埼玉県レッドリスト：準絶滅危惧 I A類
エキサイゼリ 環境省レッドリスト：準絶滅危惧 埼玉県レッドリスト：準絶滅危惧 I A類
ミドリシジミ 環境省レッドリスト：準絶滅危惧 埼玉県レッドリスト：準絶滅危惧 I A類

自然再生の取り組み事例(荒川の事例)

地域との連携の取組

事業の実施に当たっては、地域のNPO団体や地方公共団体、学識経験者等の多様な主体が参画した『荒川太郎右衛門地区自然再生協議会』で議論し、地域が一体となって当該地区の自然再生を実施。



●協議会委員との協働調査、維持管理活動

現地での会議



ハンノキ周辺の下草刈り



ミドリシジミ調査

自然再生の事例(魚道の整備:多摩川の事例)

多摩川（東京都）の事例



魚道整備による連続性の再生
Securing of continuity of the streamflow by the fishway maintenance

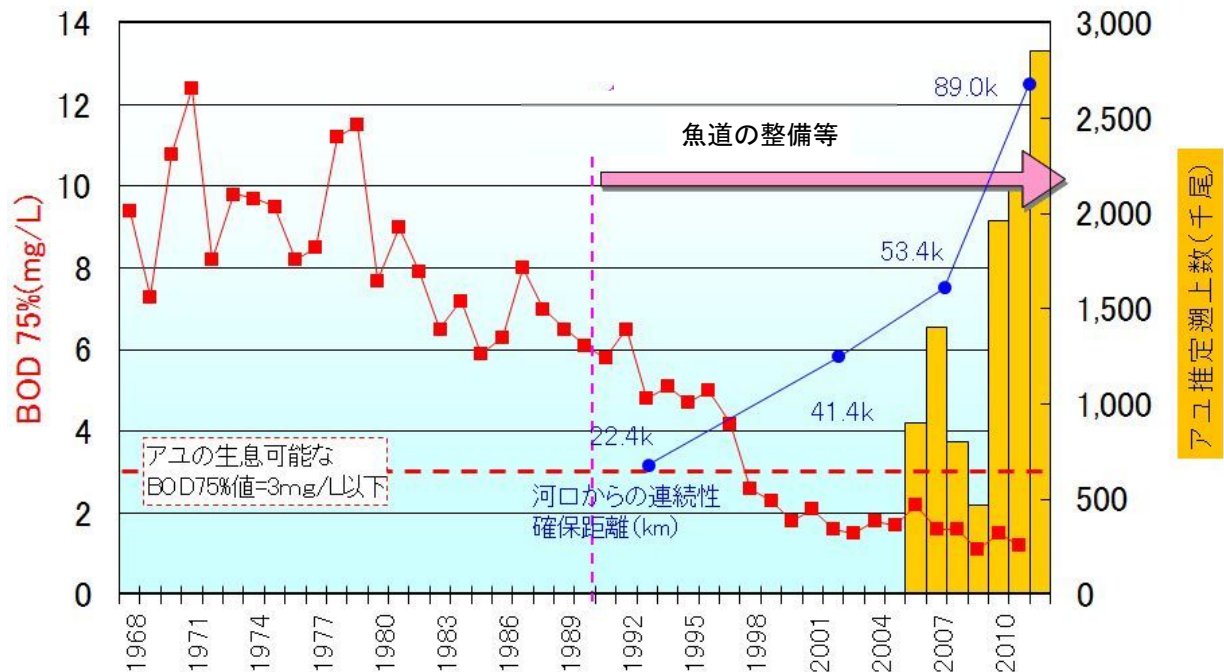
- 河川改修前の遡上可能範囲(1992年)
- 河川改修後の遡上可能範囲(2009年)



自然再生の事例(魚道の整備:多摩川の事例)



図. 多摩川における河川環境とアユの遡上



3. 河川環境施策の更なる発展

- ① 生態系ネットワーク形成の取組
- ② ミズベリング・プロジェクトの取組
- ③ 「持続性ある実践的な多自然川づくりに向けて」提言

「川の中」の事業から「流域」連携へ(生態系ネットワークの形成)

生態系ネットワークとは・・・

国土の生態系ネットワークの重要な基軸である河川等での取組に併せ、コウノトリ等の分かり易くかつ象徴的な種を目標に設定し、市町村、NPO等の多様な主体や流域の農地・里山における施策とも連携し、地域づくりや観光振興に貢献する取組

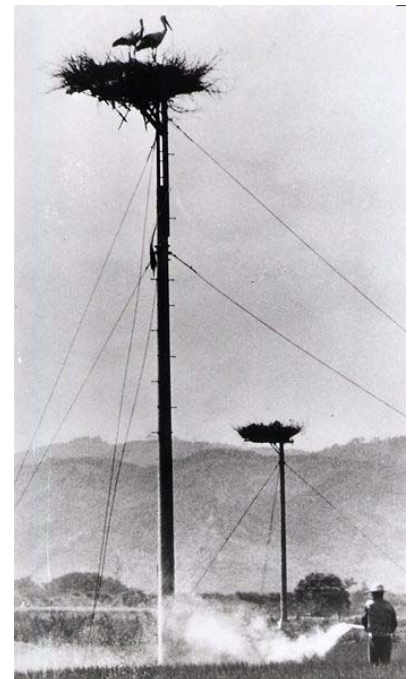


81

「川の中」の事業から「流域」連携へ(円山川流域の事例)

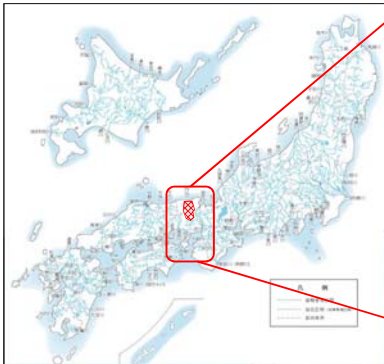


1971年
国内野生絶滅



(出典:豊岡市資料 等)

「川の中」の事業から「流域」連携へ(円山川流域の事例)

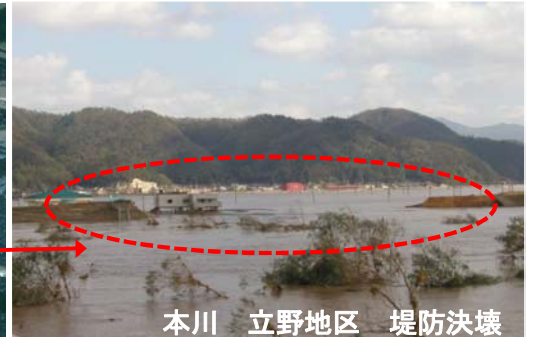


円山川における豪雨災害 (平成16年 台風23号)

死者 7人 負傷者 51人 浸水面積 4,083ha
家屋全半壊 4,033戸 浸水戸数 7,944戸

<国管理区間>

堤防決壊2箇所、越水29箇所

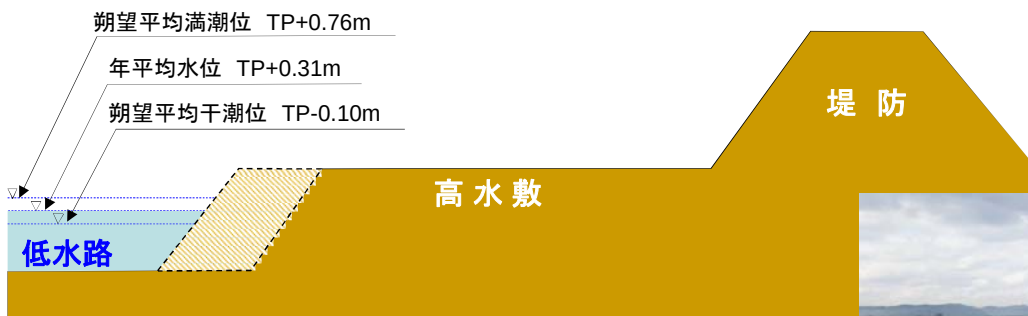


50

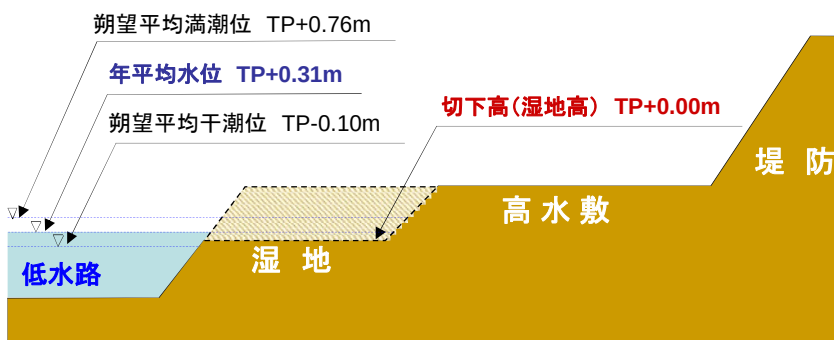
「川の中」の事業から「流域」連携へ(円山川流域の事例)

治水効果だけでなく、魚類の生息やコウノトリの採餌場所としての機能を持った湿地を再生

◆従来の掘削方法



◇今回の掘削方法



堀川橋上流右岸(H17年度掘削完了)

低水路全体を深く掘り抜けるのではなく、年平均水位よりやや低いTP+0.0mまで切り下げ。

51

「川の中」の事業から「流域」連携へ(円山川流域の事例)

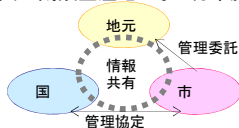
失われた湿地環境を再生するために、地域や各機関の取り組みと連携を図った
一体的な湿地整備を実施

出石川加陽地区大規模湿地

- 地域と連携した維持管理
- 地域と連携したモニタリング
- 環境教育フィールドとしての活用
- 親水空間

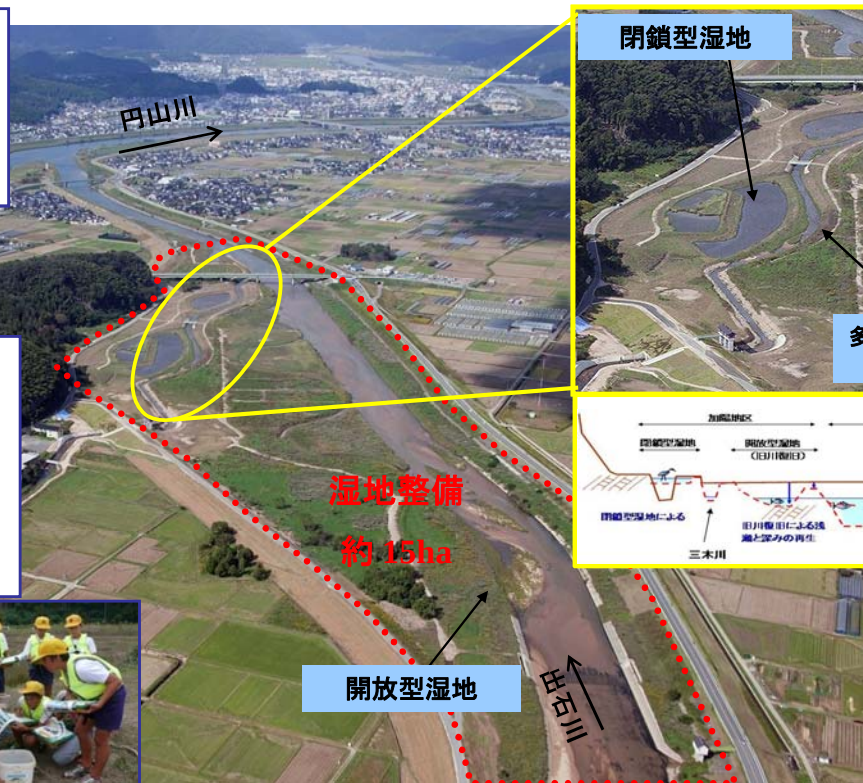
★地域と連携した維持管理

日常管理（草刈、巡視等）：市・地元
補修や浚渫等：国
対象範囲：閉鎖型湿地とその付帯施設



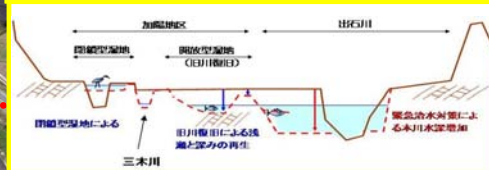
地元小学生による魚類調査

環境学習の実施



閉鎖型湿地

多様な流れのある
川



52

「川の中」の事業から「流域」連携へ(円山川流域の事例)

地域が一体となり、コウノトリの生息・生育環境を整備
(エコロジカル・ネットワーク形成)



国による円山川での湿地整備



県・市が設置した
人工巣棟整備



無農薬・減農薬米栽培による
採餌環境の向上

(出典：豊岡市資料 等)

「川の中」の事業から「流域」連携へ(円山川流域の事例)

2005年 放鳥



平成17年9月	初めての試験放鳥
平成18年9月	円山川河川敷における放鳥
平成23年	本格的野生復帰開始
平成24年	放鳥3世が巣立ち
平成26年4月	72羽が野外に生息



治水と環境の両立



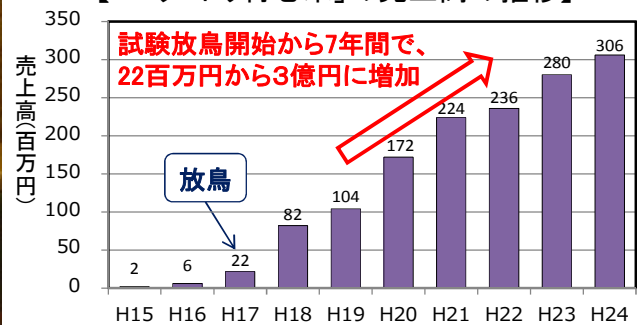
(出典:豊岡市資料 等)

「川の中」の事業から「流域」連携へ(円山川流域の事例)

【日本酒・米のブランド化】



【「コウノトリ育む米」の売上高の推移】



- ・有機農法米の価格プレミア(54%超)
 - ・観光分野でも年間10億円以上の価値
- ⇒豊岡市内所得が1.4%増加

【河川内の湿地に訪れたコウノトリ】



【コウノトリ文化館 入館者数】



2012年6月6日 神戸新聞

「持続性ある実践的な多自然川づくりに向けて」提言

公表（平成29年6月16日）

河川法改正20年 多自然川づくり推進委員会 概要

設立趣旨

生物の生息・生育・繁殖環境と多様な河川景観の保全・創出のために「多自然川づくり」がどのように貢献してきたかの成果をレビューし、今後将来へ向けて更にどのような方向に重点化していくべきかを検討することを目的とする。

委員名簿

◎：委員長
(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属	専門分野
池内 幸司	東京大学 大学院 工学系研究科 社会基盤学専攻 教授	河川工学
高村 典子	国立研究開発法人 国立環境研究所 生物・生態系環境研究センター フェロー	生態
谷田 一三	大阪市立自然史博物館 館長	生態
辻本 哲郎	名古屋大学 名誉教授	河川工学
中村 太士	北海道大学 農学研究院 基盤研究部門 森林科学分野 教授	生態
百武 ひろ子	県立広島大学 大学院 経営管理研究科 教授	まちづくり
◎ 山岸 哲	(公財)山階鳥類研究所 名誉所長	生態

「持続性ある実践的な多自然川づくりに向けて」提言

開催経緯



第1回委員会

第1回委員会（平成28年12月8日開催）
・ 前回の多自然川づくりレビュー
・ これまでの取組み状況、課題



第2回委員会（平成29年2月22日開催）
・ 河川環境に関する課題



第3回委員会（平成29年3月22日開催）
・ 多自然川づくりの課題への対応方針



第4回委員会（平成29年5月10日開催）
・ 提言（案）とりまとめ



第5回委員会（平成29年6月12日開催）
・ 提言とりまとめ



提言公表（平成29年6月16日）



第3回委員会



第5回委員会

多自然川づくりに関する意見聴取

（平成29年1～3月）

- ・ 建設コンサルタント
- ・ 市民団体等
- ・ 自然保護活動団体等



提言（案）に対する意見募集

（平成29年5月）

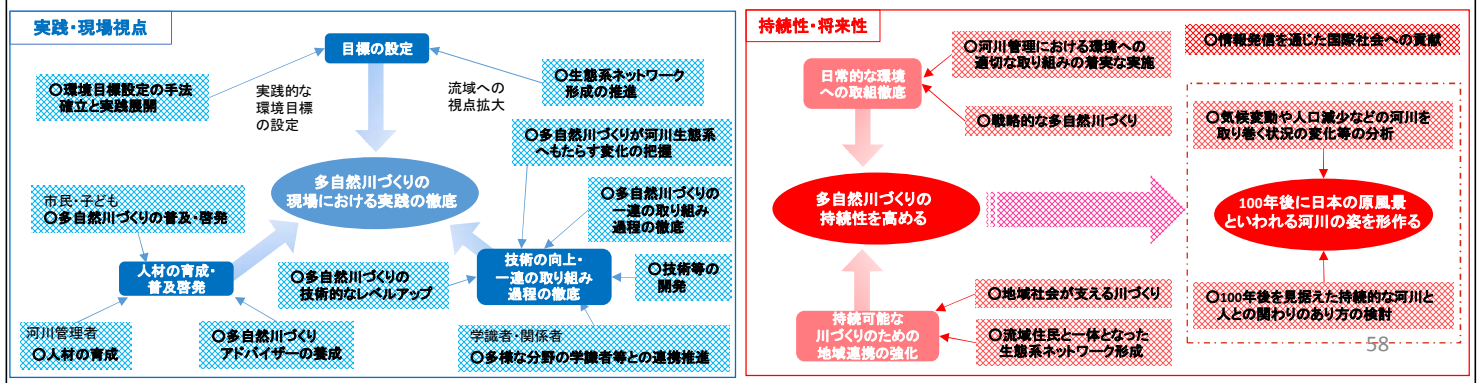


「持続性ある実践的な多自然川づくりに向けて」提言

平成18年の多自然川づくり基本指針により、多自然川づくりは普遍的な川づくりであるとして全国に展開され、様々な取り組みがこの10年で拡大してきたが、その一方で、整理すべき課題も多く存在。

実践・現場視点
いかに現場で多自然川づくりを進め、定着させていくのかを、常に「現場視点」で考え、河川環境の整備と保全が現場で徹底されるようにすることが重要。あわせて、自然環境には不確実性があるため、得られた結果を貴重な知見・経験として次の取り組みに活かしていくことが重要であり、そのための課題解決に向けて順応的に挑戦し続けるべき。

持続性・将来性
日常的な河川管理の中で、まずは自然の営力を活用した効率的な管理を第一に考え、これのみによることができない場合に、様々な工夫を凝らした河川環境の整備と保全を徹底していくことが重要。加えて、将来へ向けた持続性を高めるために、地域社会との関わりを深め、更には、気候変動などの河川の環境を取り巻く将来的な変化も見据えつつ、日本の原風景である美しい川を引き継いでいくための、川と人との持続的な関わりのあるあり方について検討を続けるべき。



平成30年度「美しい山河を守る災害復旧基本方針」の改定について

平成30年度の基本方針改定では、『改良復旧への対応』、『現場技術者の労力軽減』、『河川環境保全等の技術の展開』といった各契機をもとに改定。

	契機	改定のポイント
(1) 改良復旧への対応	各地で河川の氾濫による大規模災害が発生し、再度災害を防止するため、川幅を上げるなどの <u>一連区間における改良復旧等が実施されており、美山河において改良復旧の明確化</u> が必要。	<u>河道計画の考え方</u>を取り入れた内容に改定 ①法線、②流速、③スライドダウン、④片岸拡幅 ⑤みお筋、⑥河床幅 <u>多自然川づくりアドバイザー制度</u>の活用を明記
(2) 現場技術者の労力軽減	大規模災害発生後において、事務作業が膨大になることに対して、地方自治体では大幅な作業削減による <u>効率的な査定設計書等の作成</u> が望まれている。	重複内容を省略した<u>A表の簡素化</u> 事前における<u>資料の収集・準備</u>の重要性等を解説
<その他> 河川環境保全等の技術の展開	<u>治水と環境と原風景に着目した具体的な実践展開</u> が求められている。	本編に都道府県で実施した災害復旧の <u>代表的な事例を追加</u>

魅力ある水辺空間の創出（かわまちづくり／ミズベリング）

河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、**地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す。**

ソフト施策による支援

- ・河川管理者として、必要な調査や情報提供等により、計画の実現を支援
- ・民間事業者等によるオープンカフェ等への河川空間の解放の促進
(河川敷地占用許可準則：都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例)

河川敷地占用許可準則の適用事例



河川空間の利用イメージ



ミズベリングによる支援

市民、企業、行政が三位一体となり、日本の水辺の新しい活用の可能性を考え、創造していくミズベリングプロジェクトを全国45か所で展開中



「ミズベリング・プロジェクト」とは、かつての賑わいを失ってしまった日本の水辺の新しい活用の可能性を、創造していくプロジェクト。ミズベリングは「水辺+RING(輪)」、「水辺+ING(進行形)」、「水辺+R(リノベーション)」の造語。

ハード施策による支援



治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援

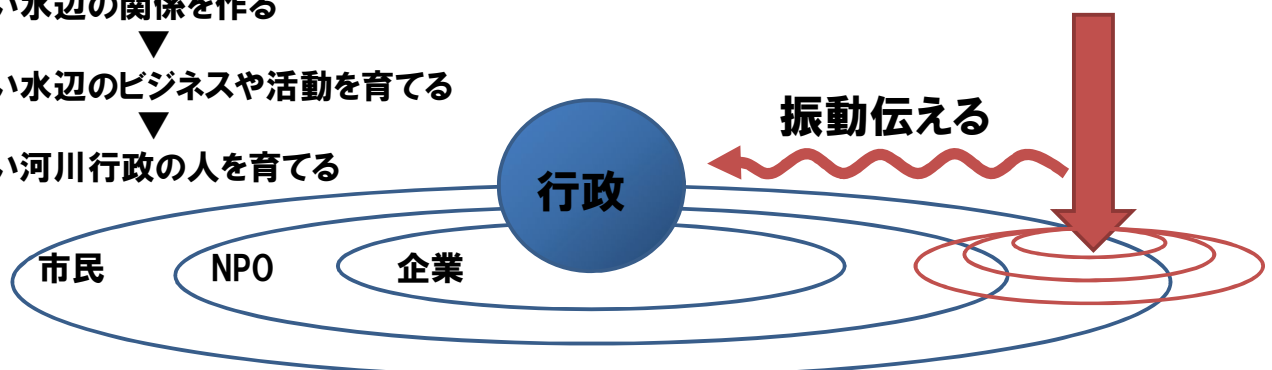
(河川管理用通路や親水護岸整備等)

ミズベリング・プロジェクト概念図

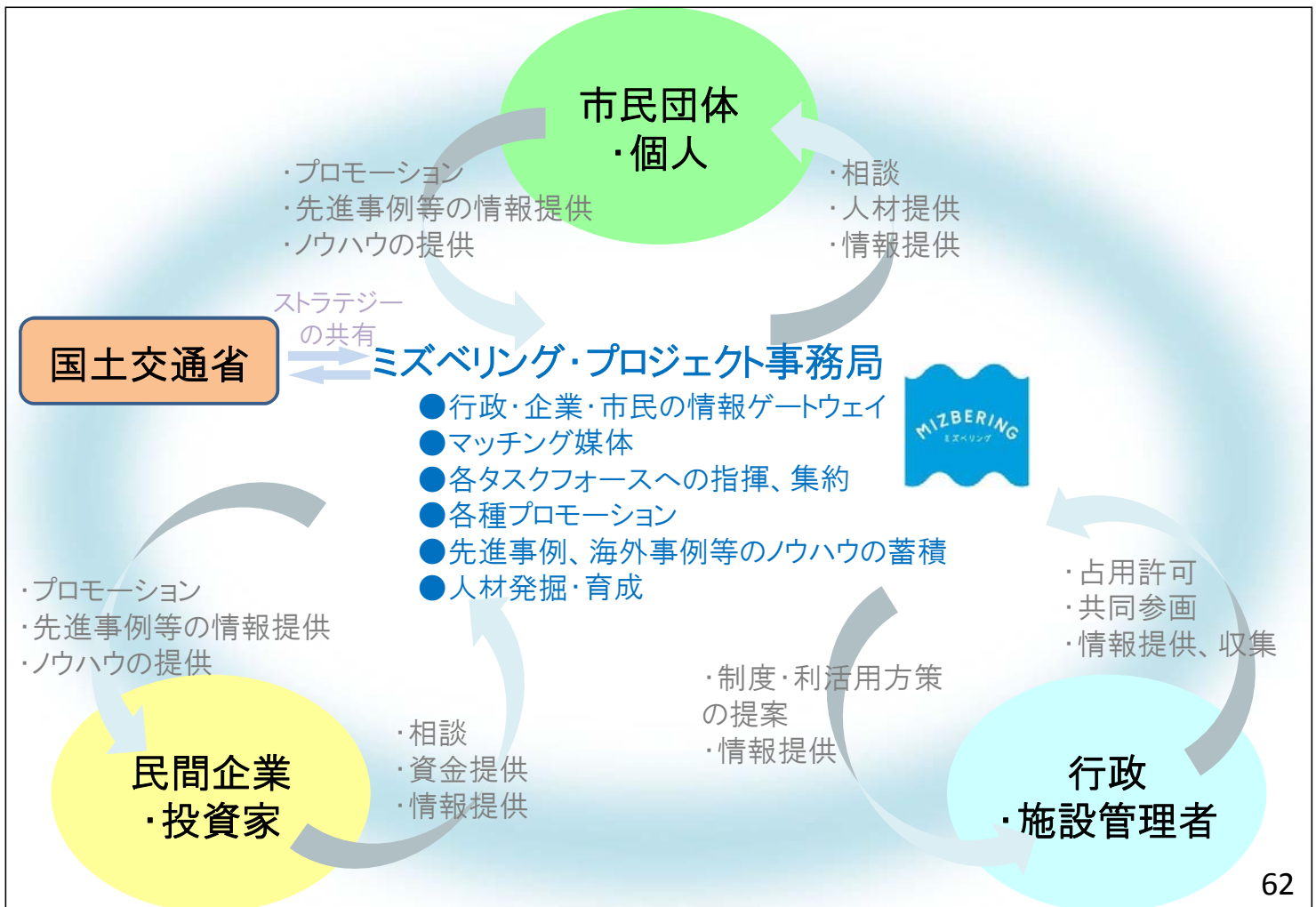
外から中に作戦

- ・水辺に新しい関心を集める
- ・水辺に新しいアイデアを育てる
- ・新しい水辺の関係を作る
- ・新しい水辺のビジネスや活動を育てる
- ・新しい河川行政の人を育てる

ここから始める
(私が始める)



- ・水辺を楽しむ人
- ・水辺で街を変える人
- ・水辺で新しいビジネスを作る人 **を増やす**



62

